

## レイプクライシス・ネットワーク 規約

### 第1章 総 則

#### (名 称)

第1条 この団体は、レイプクライシス・ネットワークといい、通名をRC-NETと称する。

#### (事務所)

第2条 レイプクライシス・ネットワーク（以下「本会」という。）は、主たる事務所を会員個人宅に設置し、従たる事務所は、東京都江東区とする。

#### (目 的)

第3条 本会は、性暴力被害者とサポーターが、性暴力被害問題に関して学習・研究し、社会に対してその問題に関する情報発信と、被害を受けた人にに対する直接的・間接的な支援活動を行うことで、社会全体が被害者等をサポートできる社会づくり、及び、性暴力被害者が社会に対して声をあげやすい文化づくりに寄与することを目的とする。

#### (事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 性暴力被害者支援ボランティア養成プログラムの開発と提供
- (2) 性暴力被害者支援に関する一般的周知を図る為の各種イベント業務
- (3) 性暴力被害者支援に関する広報及び啓発活動
- (4) インターネットを通じた性暴力に関する情報提供
- (5) 被害者等の実態に関する調査及び研究活動
- (6) 関係機関との連携
- (7) レイプクライシス・ネットワークの運営に必要な事業活動

### 第2章 会 員

#### (会 員)

第5条 本会の会員は、会の目的に賛同し、会の活動に協力する者とする。年齢・性別・国籍その他一切を問わない。ただし、会員は、本会の活動を政治・宗教その他会員の私的な目的に濫用することを禁ずる。

#### (種 別)

第6条 本会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 維持会員 本会の目的に賛同して入会した者
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) ボランティア会員 本会の目的に賛同しボランティアとしての関わりを希望するために入会した個人又は団体

#### (入 会)

第7条 会員になろうとする者は、会費を納入する。

#### (会 費)

第8条 会員は、年度ごとに会費を納入しなければならない。

2 年会費は、維持会員は1万円、ボランティア会員は5千円、賛助会員は一口3千円(メール・マガジン送付対象)、1千円(メールマガジン送付対象外)で、何口でも可とする。

#### (退 会)

第9条 会員は、任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、前項の手続を要せず、退会したものとみなし、会員資格を喪失する。

- (1) 死亡し、又は解散したとき。
- (2) 1年以上会費の納入を怠ったとき。
- (3) 除名されたとき。

#### (除名)

- 第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を失う。
- (1) 本会の名誉を著しく損し、又は信用を失わせるような行為があったとき。
  - (2) この規約に違反する行為があったとき。

#### (拠出金品の不返還)

- 第11条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

#### (会員氏名の仮名使用)

- 第12条 会員は、事業の性格に鑑み、本会活動情、その氏名について、仮名を使用することができる。
- 2 会員は、会員の仮名と本名の一致など、個人情報が特定されることのないよう配慮しなければならない。

## 第3章 役員

#### (種別及び定数)

- 第13条 本会に次の役員を置く。
- (1) 代表 1名
  - (2) 理事 若干名
  - (3) 会計 1名
  - (4) 監事 1名

#### (選任等)

- 第14条 役員は会員の互選によって選任する。

#### (役員の職務)

- 第15条 代表は、本会を代表し、その業務を総括する。
- 2 理事は、代表を補佐し、代表に事故あるとき又は代表が欠けたときは、その職務を行する。
- 3 会計は、本会の会計の適正な運営を総括する。
- 4 監事は、代表、理事、会計の業務執行の状況を監査する。

#### (任期及び解任)

- 第16条 役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。
- 2 役員の次の各号の一に該当するにいあつたときは、総会において出席した3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反があると認められるとき。
  - (3) その他役員として相応しくない行為があると認められたとき。

#### (報酬等)

- 第17条 役員は、別途定める規定に基づき報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。

## 第4章 総会

#### (総会の構成)

**第18条** 総会は維持会員をもって構成する。

2 ボランティア会員、賛助会員は、総会に出席し意見をのべることができる。

**(権能)**

**第19条** 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 会費の額
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) その他役員会から付議された事項

**(総会事務)**

**第20条** 総会の開催、召集その他の運営に関する事項は別途定める。

## 第5章 役員会

**(構成)**

**第21条** 役員会は、役員をもって構成する。

**(権能)**

**第22条** 役員会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算ならびにその変更
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) 助成金申請及び受託事業に関する事項
- (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

**(役員会事務)**

**第23条** 総会の開催、召集その他の運営に関する事項は別途定める。

## 第6章 財産及び会計

**(財産の構成)**

**第24条** 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 助成金
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) その他の収入

**(財産の管理)**

**第25条** 本会の財産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決により定める。

**(経費の支弁)**

**第26条** 本会の経費は、財産をもって支弁する。

**(事業年度)**

**第27条** 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 規約の変更及び解散

**(規約の変更)**

**第28条** この規約は、総会において総維持会員の4分の3以上の同意を得なければ変更

することができない。

(解散)

第29条 本会を解散する場合は、総会において総維持会員の4分の3以上の同意を得たときでなければ解散することができない。

(残余財産の処分)

第30条 本会が解散したときは、本会が解散時に有する残余財産は、総会において総維持会員の4分の3以上の同意を得、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

## 第8章 細則

(細則)

第31条 この規約に規定するもののほか、必要な事項は、会員相互が誠意をもって協議をおこなうものとする。

[附則]

2010年8月20日より、役員を以下の者とする。

(役員氏名)

代表理事：岡田実穂

理事：宇佐美方子 東優子 野坂祐子 諸橋泰樹

監事：中島香織

2010年8月20日  
レイブクライシス・ネットワーク  
代表者 岡田実穂